

Read me **番号法・マイナンバー対策編平成27年～** 2015.5

●平成27年10月マイナンバー通知、それまでの間の準備やその後の対策例、最低限やっておくべきことを以下に記しますが、これが全てではありませんので、ご自身でご確認をお願いします。

1. 従業員に最低限、周知すべきこと
 - (1) 10月に通知カードが住民票住所に届くので、個人が確認し、厳重に保管すること
 - (2) 通知カードは絶対に紛失しないようにし、他人に教えてはいけないこと
 - (3) マイナンバーは平成28年以降利用するので、指示があるまで会社への提出は控えること
 - (4) 来年1月以降、個人番号カードが発行できるので、できる限り入手しておくこと
2. 従業員に最低限、やってもらうこと
 - (1) 来年1月の扶養控除異動申告書に従業員と扶養親族のマイナンバーを記載していただくこと
 - (2) 上記(1)では会社は本人確認の措置が必要であること
通知カードの場合は写真付きの運転免許証、個人番号カードの場合は写真が付いているので単独でOK
3. 支払先に個人がいる場合に最低限やるべきこと
 - (1) 29年1月の支払調書の提出までに支払先からマイナンバーを提供してもらう必要があること。
その場合使用目的を明らかにすること
 - (2) 上記(1)の際に、会社は本人確認の措置が必要であること
4. 民間事業者（会社）必要のある書類の洗い出し 届出事務（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金）、源泉徴収票、報酬・料金等支払調書ほか
5. 特定個人情報の洗い出し
6. 事務取扱担当者の選任
7. 個人番号・特定個人情報の記録・保存方法の決定
8. システムベンダーやアウトソーサーなどの委託先の選定
9. 社内規程類・委託契約書の整備

他の項目もホームページに掲載してあります。ご質問、ご相談は事務局までお願いします。